

5. 望ましい環境像の実現に向けた取組み

5-1 施策の体系

「望ましい環境像」の実現に向け、前述の「基本目標」に沿った「基本施策」、「取組方針」を定めた上で、個別の「取組内容」を定めます。個別の「取組内容」については、市民等・事業者・市がそれぞれ実施すべき「具体的な施策や行動」を定めます。

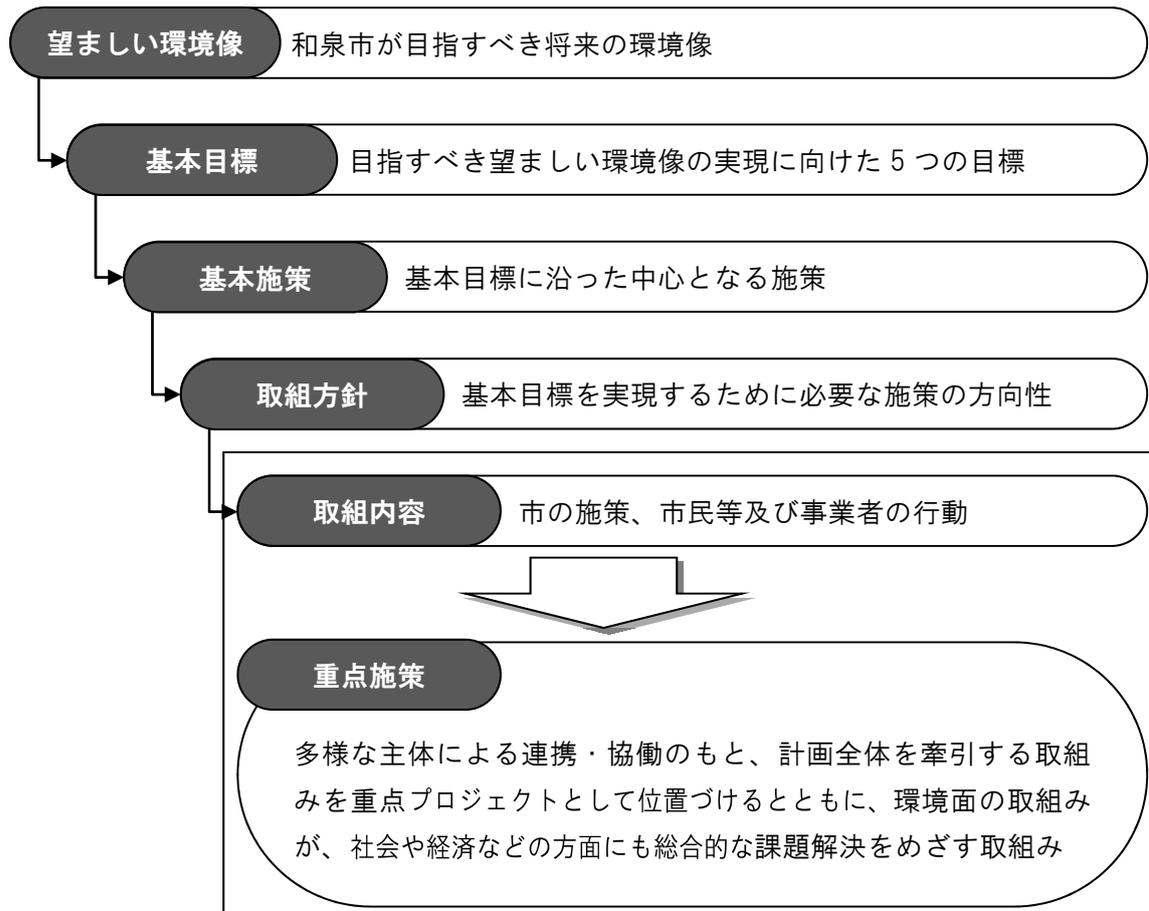


図-16 施策の体系

※：文中に「*」のついた言葉については、巻末の用語集で解説を付けています。

望ましい環境像を実現するための基本目標と取組方針は次のとおりとします。

望ましい環境像	基本目標	基本施策	取組方針
みんなの環でひろげる 「すくすく環境、わくわくいずみ」	1 みんなで考え 取り組むまち をつくる 【参加・協働】	1 環境学習の推進	1 生涯学習における環境学習を推進する 2 学校教育における環境学習を推進する
		2 環境活動の支援・促進	1 環境情報の共有化を推進する 2 環境活動への支援を推進する 3 市民・事業者・大学との連携を推進する【新規】
	2 脱炭素*化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる 【気候変動】	1 エネルギーの適切な利用	1 省エネルギーを推進する 2 再生可能エネルギー*の利用を推進する
		2 環境に配慮した移動の促進	1 公共交通の利用促進と効率的な利用方法を啓発する
		3 気候変動対策の推進【新規】	1 気候変動の影響への適応策*を推進する【新規】
	3 生物多様性*を守りその恵みを受け継ぐまちをつくる 【生物多様性*】	1 生物多様性*の確保	1 多様な生物が息づく環境を保全・回復する 2 生物多様性*を向上し利活用を推進する【新規】
		2 自然の保全と人との共生	1 豊かな森を守り育てる 2 農地を保全し有効に活用する 3 都市緑化と緑地の保全を推進する
	4 もったいないの心で資源を大切にするまちをつくる 【循環型社会*】	1 ごみの削減と自然循環の推進	1 リデュース*（廃棄物の発生抑制）を推進する 2 リユース*（再使用）を推進する 3 リサイクル*（再資源化）を推進する
		2 廃棄物の適切な処理の推進	1 循環型廃棄物処理システム構築を推進する
	5 健康で安全な魅力ある住み続けたいまちをつくる 【安心・安全】	1 健康なまちづくりの推進	1 良好な生活環境を保全する 2 化学物質などによる環境リスクを低減する 3 まちの環境美化を推進する
		2 安全なまちづくりの推進	1 災害に強い環境に配慮したまちづくりを推進する
		3 魅力あるまちづくりの推進	1 地域の個性を活かしたまちなみづくりを推進する

基本目標1 みんなで考え取り組むまちをつくる (参加・協働)

5-2 望ましい環境像の実現に向けた取組み

1-1 環境学習の推進

1-1-1 生涯学習における環境学習を推進する

市は市民等・事業者の環境問題への関心を高め、積極的に環境保全活動に参加できるようにするため、体験型学習や講座の開催など生涯学習における環境学習を推進します。

市民等・事業者は環境問題に関心を持ち、環境保全活動などに積極的な参加・協働に努めます。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
施設見学、自然観察の機会の充実	・清掃工場、埋立処分場、下水処理場をはじめとする環境関連施設の市民や団体等からの見学要望へ対応します。	生活環境課
	・「星空観察会(スターウォッチング)」、「水辺の自然観察会」など、市民参加による自然環境の観察の機会を拡充します。	環境保全課
環境学習会、環境関連講座の機会の拡充	・生涯学習講座において、出前講座や環境に関する講座・教室など、ライフステージに応じた学習機会の充実を図ります。	環境保全課 生涯学習推進室 (生涯学習)
活動のなかまちづくりの推進と、活動の環の拡大	・環境関連の活動をしている団体について広報紙などを通じて市民に情報提供し、活性化を促進します。	環境保全課 生涯学習推進室 (生涯学習) 公民協働推進室
事業者向け講習会等の実施	・関係団体などとの連携により、事業者向けに環境に関する情報発信や講座の開催、コミュニケーションの場を設けるなど取り組みます。	環境保全課 産業振興室 (商工観光)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会や体験型イベントに参加します。 ・各種調査活動に協力・参加します。 ・環境ボランティア活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会や体験型イベントに協力します。 ・各種調査活動に協力・参加します。 ・ボランティア休暇制度などの環境活動を支援する仕組みづくりに努めます。 ・環境ボランティア活動に参加します。 ・職場内外での環境研修を行います。

1-1-2 学校教育における環境学習を推進する

市は、将来を担う子どもたちが環境について関心を持ち、環境に配慮した行動を実践できるようにするため、総合的な学習の時間などで体験型の環境学習の展開を促進し、さまざまな角度から環境について気づき、考えることができるような学校教育の支援体制を整えるなど学校教育における環境学習を推進します。

市民等・事業者は子どもたちの行う環境学習への参加・協力を努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
施設見学、自然観察の機会の充実	・清掃工場、埋立処分場、下水処理場をはじめとする環境関連施設の見学の機会を創出します。	生活環境課 学校教育室
	・水辺の学校など、自然環境の観察の機会を拡充します。	環境保全課
環境について学ぶ機会を拡充	・地域の自然環境や歴史、文化などに関わる教育副読本の作成を検討します。	環境保全課 学校教育室 文化遺産活用課
	・教科学習や課外活動において、子ども達が環境について考え、実践する機会を創出します。	環境保全課 学校教育室
いろいろな生活体験の機会を拡充	・学校教育田や農家の協力により、農業体験の機会を設けます。	産業振興室 (農林) 学校教育室
	・公共施設などの緑化を通じ、生き物の生息・生育空間に触れる機会を設けます。	都市整備室 (公園緑地) 学校教育室
外部の人材を活用した環境教育	・地域で環境に関する取組みを行っている人材を活用し、環境教育を充実します。	環境保全課 学校教育室
エコスクール*の内容を充実	・市内の全ての小中学校がエコスクール化していることを活かし、今後も省エネルギー、グリーン購入*、雨水の利用、樹木剪定枝のチップ化など実施します。 ・エコスクール*の取組みを教材として活用していきます。	学校園管理室 学校教育室
小中学校教員向けの学びの場の充実	・校長会や教科教育の研究会、初任者研修など既存の機会を活用し、教職員が市の環境について理解を深める場の創出に努めます。	学校教育室 環境保全課
広域的な環境交流を推進	・「近畿『子どもの水辺』交流会」への参加などにより、子どもたちの水辺活動の継続・広がりを図り、市域を越えた広域的な交流を推進します。	学校教育室
学校と地域の連携を推進	・家庭、地域、学校が協力して取り組む体制づくりを推進し、学校以外の地域の中に環境学習ができる場を提供していただき、子どもたちと地域の人たちが交流できる機会を拡充します。	学校教育室 環境保全課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・学校での子どもたちの環境学習に協力しましょう。 ・子どもと一緒に自然に触れる機会を増やしましょう。 ・家庭、学校、地域が協力して行う環境活動に参加しましょう。 ・子どもと一緒に地域における植樹活動などに参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの社会見学、体験学習に協力しましょう。 ・地域や学校で取り組む環境活動に協力・連携をしていきましょう。 ・環境に関する情報の受発信を積極的に行いましょう。

コラム2～市の環境学習「夏休み親子で楽しむエコ教室」について～

- ・和泉市では、平成27（2015）年度より、和泉市の環境ボランティア団体「いずみ環境くらぶ」と協働して、毎年「夏休み親子で楽しむエコ教室」を実施しています。
- ・このイベントは、身近な環境問題をテーマに、子どもにも分かりやすいお話や実験、工作等を通じて、普段の日常生活における「エコ」への意識を高めて頂くことを目的に行っています。



図-17 夏休み親子で楽しむエコ教室の様子（資料：和泉市 HP）

1-2 環境活動の支援・促進

1-2-1 環境情報の共有化を推進する

市は、市民等・事業者が気軽に環境に関する情報を得ることができるようにするため、環境情報の積極的な収集と提供を行い、環境情報の共有化を推進します。

市民等・事業者は環境情報の積極的な活用はもとより、情報提供にも努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
環境情報の収集と提供	・ 広報誌、市のホームページ・SNSなどを活用して、環境に関する情報発信に努めます。	いずみアピール課 環境保全課
	・ 環境関連の書籍の充実及び環境月間などに環境をテーマとした展示を実施するなどによる振興に努めます。	生涯学習推進室 (読書振興)
	・ 日常生活や事業活動で、一人ひとりができる環境にやさしい行動の取組みについて情報提供します。	環境保全課
	・ 環境月間などでの公共施設でのパネル展示、ポスター・標語コンテストなどの環境イベントを実施します。	環境保全課
	・ 市や関係団体が開催する既存のイベントを活用した、普及・啓発活動を実施します。	産業振興室 (商工観光) 環境保全課 産業振興室 (農林) 都市整備室 (公園緑地)
	・ 「和泉市地球温暖化*対策実行計画」などの環境に関する計画を、市民等・事業者に普及・啓発します。	環境保全課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境情報の提供に協力しましょう。 ・ 環境情報を積極的に活用しましょう。 ・ 環境活動団体の組織化や連携強化に参加・協力しましょう。 ・ 環境人材バンクの実現に協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境情報の提供に協力しましょう。 ・ 環境情報を積極的に活用しましょう。 ・ 環境活動団体などの連携や情報交流に参加・協力しましょう。 ・ 環境マネジメントシステム*を積極的に活用しましょう。

1-2-2 環境活動への支援を推進する

市は、環境活動団体の活動を活性化するため、既往のさまざまな助成制度などに関する情報を収集・提供するとともに、活動団体への委託などの可能性についての検討や、市民等・事業者の環境負荷の低減を目指した取組みを促進するための仕組みづくりなど、環境活動への支援を推進します。

市民等・事業者は市の行う環境活動の啓発・支援・情報を積極的に活用し、環境活動に努めましょう。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
活動への支援体制の充実	・ 多様な主体による環境活動への支援を充実します。	環境保全課
各種補助金制度、支援制度などの活用を推進	・ 国、府、公共団体などによるさまざまな補助事業制度、助成事業制度などについて情報を収集し、提供します。	環境保全課
環境マネジメントシステム*の促進	・ 関係団体などの連携により、環境マネジメントシステム*について情報を提供し、導入を促進します。	環境保全課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
・ 市の行う市民等への環境活動の啓発・支援を積極的に活用しましょう。	・ 市の行う啓発・情報提供などの支援を積極的に活用しましょう。

1-2-3 【新規】市民・事業者・大学との連携を推進する

市内の環境活動を活性化するため、既往のさまざまな活動主体に関する情報を収集・提供するとともに、活動間の連携の可能性についての検討や、市民・事業者・大学との連携を推進します。

市民等・事業者は市の取組みに積極的に参加し、持続可能な地域の環境を育むための行動と実践に努めましょう。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
【新規】 環境活動を実践する人材の育成	・環境に関する情報や学習機会、学習の場の提供とともに、持続可能な地域の環境を育むための人材の育成に努めます。	環境保全課
【新規】 環境との関わり合いの促進	・「健康」「子育て」「防災」など環境分野以外の取組みとも連携・協力しながら、多世代が楽しみながら環境と関わり合いを持つことができる機会を創出します。	環境保全課 公民協働推進室 いずみアピール課 健康づくり推進室 など

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・市の協働による取組みに参加協力しましょう。 ・環境に関する催しや地域活動などに積極的に参加しましょう。 ・団体などの活動状況や市内の環境に関する情報の収集・交換に努めましょう。 ・市の SNS に登録し、情報の収集・提供、発信に努めましょう。 ・フェスタなどに参加し、交流やネットワークづくりに努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・市の協働による取組みに参加・協力しましょう。 ・環境保全に関する催しや地域活動などに積極的に参加しましょう。 ・事業所の環境に関する取組みについて積極的に情報を発信しましょう。 ・地域のフェスタなどに参加・協力し交流やネットワークづくりに努めましょう。

基本目標2 脱炭素*化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる（気候変動）

2-1 エネルギーの適切な利用

2-1-1 省エネルギーを推進する

市は、地球温暖化*に対応し、温室効果ガス*を削減するため、自然エネルギーの利用やエネルギーの効率的な利用の仕方の検討、省エネルギー型施設の普及などにより、省エネルギーを推進します。

市民等・事業者は、日常生活や事業活動におけるエネルギー利用の削減や省エネルギー型施設・機器の利用などにより、省エネルギーに努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
省エネルギー化を推進する	・施設の整備更新時に ESCO 事業*の活用を推進します。	政策企画室
	・公共施設の省エネルギー化とエネルギーコスト削減を推進します。	総務管財室 環境保全課 建築住宅室
	・省エネルギー対策について普及・啓発を行い、工場や事業所の省エネルギー化を促進します。	環境保全課 建築住宅室
自然の光や風の有効利用に努める	・公共施設において、自然光や通風を活かしたパッシブデザイン*による省エネ建築物の導入について検討します。	建築住宅室
水の有効利用に努める	・公共下水道への接続により不要となった浄化槽の改造費助成制度による雨水の有効利用に努めます。	お客さまサービス課
	・雨水を有効に利用するため、雨水貯留タンクなどの設置を検討します。また、その成果を発信し、普及・啓発に努めます。	建築住宅室 環境保全課
	・公共施設における節水に努めます。	総務管財室 学校園管理室 公民協働推進室 環境保全課 など
生産・流通におけるエネルギー消費の抑制に努める	・地元の農作物等の地産地消*を奨励します。	環境保全課 産業振興室（農林）
	・関係団体などとの連携により、事業者向けのエネルギー消費の抑制に関する情報の発信に努めます。	産業振興室（商工観光） 環境保全課

基本施策	内容	担当部署
省エネルギー意識の啓発に努める	<ul style="list-style-type: none"> ・環境家計簿*やクールチョイス*など省エネルギー化への取組みについて市民等・事業者への啓発を行います。 ・地球温暖化*対策実行計画に基づき、温室効果ガス*排出の削減について啓発を行います。 	環境保全課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・環境家計簿*の活用やこまめな省エネルギー行動、日照に合わせた生活などを心がけ、省エネルギー生活を行いましょ。う。 ・効率的な自動車利用やアイドリングストップなど、自動車に関わる省エネルギー行動を定着させましょ。う。 ・節電型、節水型など、省エネルギー型商品を選んで使用しましょ。う。 ・地域の風土に合った省エネルギー型住宅の導入を検討しましょ。う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップや自転車の利用など、交通に関わる省エネルギー行動を定着させましょ。う。 ・節電型、節水型など省エネルギー型商品の開発、製造、販売に努めましょ。う。 ・省エネルギー型住宅の普及に努めましょ。う。 ・効率的な配車や低公害車の導入など、自動車に関わる省エネルギー行動を定着させましょ。う。

コラム3～RE100*の実現に向けた「再エネ調達実践ガイド（環境省）」について～

- ・ RE100*とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブです。RE100*が世界的な大企業を対象とする取組みであることを踏まえ、日本国内の中小企業や自治体等を対象とした取組みとして2019年10月に「再エネ100宣言 RE Action」が発足しました。
- ・ 環境省では、再生可能エネルギー*の活用により、深刻化する気候変動問題への対応と地域活性化への貢献を率先的に進めていく姿勢を示すため、2030年までに自ら使用する電力を100%再生可能エネルギー*で賄うことを目指しその実現に向けてこれまで実施してきた取組みを「再エネ調達実践ガイド（R2.6）」として紹介しています。
- ・ その中で、省エネもあわせて進めることで、トータルの電力コストを抑え、Re100*（再エネ100%）を実現している事業者の事例が紹介されています。

事例3 省エネ対策とセットで再エネ100%を達成
21

株式会社 SouGo
(東京都江東区)

- ・ **トラッキング情報付非化石証書や、J-クレジットなど活用した再エネ100%プラン**を契約（3拠点）。
- ・ 再エネの証書分として数百万円程度、電力代が増加する見込みとなり、社内の反対意見があった。
- ・ 電力会社が**デマンドデータを検証し**、コストの引き下げを提案。
- ・ 電力消費量を抑制することで、**証書分を相殺**。
- ・ **エアコン入替えとデマンドコントロール導入で、電気使用量が1割程度削減**できた。

01

再生可能なエネルギーの導入

※2020年度には3拠点全てで100%を達成予定

図-18 公的機関のための再エネ調達実践ガイド（資料：環境省）

2-1-2 再生可能エネルギー*の利用を推進する

市は、温室効果ガス*を削減するため、公共施設での再生可能エネルギー*の利用や市民等・事業者への情報提供を行うなど、再生可能エネルギー*の利用を推進します。

市民等・事業者は、太陽光など再生可能エネルギー*の開発・利用に努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
再生可能エネルギー*利用の推進	・公共施設において、環境に配慮したエネルギー調達など再生可能エネルギー*の利用を推進します。	総務管財室 建築住宅室
	・【新規】RE100*（Renewable Energy 100%）プロジェクトや再エネ100宣言RE Action、グリーン購入*など、工場や事業所の再生可能エネルギー*の利用を促進します。	環境保全課 産業振興室 （商工観光）
【新規】脱炭素*化の情報提供に努める	・脱炭素*化に関する情報を収集し、市民等・事業者に対して提供することで、再生可能エネルギー*の利用促進を図ります。	環境保全課
ごみ焼却によるエネルギー利用の促進	・ごみ焼却施設の焼却熱を利用した発電や、温水プールへの利用を図ります。	生活環境課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
・太陽光発電システムや太陽熱温水器などの導入に努めましょう。	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー調達にあたっては、契約時に環境配慮の視点もあわせて検討するなど、再生可能エネルギー*の活用について検討しましょう。 ・再生可能エネルギー*を活用したサービスの開発や導入の促進に取り組みましょう。 ・生ごみや下水、木材チップなどバイオマス*の利用方法について研究・開発し、利用促進に努めましょう。

2-2 環境に配慮した移動の促進

2-2-1 公共交通の利用促進と効率的な利用方法の啓発

市は、温室効果ガス*の主要な排出源である自家用車の利用を抑制するため、徒歩・自転車・公共交通の利用を促進します。

市民等・事業者は、自動車の利用を極力控え徒歩・自転車・公共交通を積極的に利用し、車を利用するときはエコドライブ*に努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
公共交通の利便性の向上に努める	・「地域公共交通網形成計画」に基づき、使いやすい公共交通ネットワークの形成を図り、公共交通へのシフトを進めます。	都市政策室 (交通)
歩いて暮らせるまちづくりを進める	・主要駅を拠点としたまちづくりと連携した交通結節機能の強化を図ります。また、各交通機関の役割や特性を活かし、自動車に過度に頼らない安全・快適に生活できるまちづくりを進めます。	都市政策室 (交通)
	・バリアフリーの推進など誰もが歩きやすい歩行空間・移動空間を創出します。	都市整備室 (道路河川) 土木維持管理室
自動車の適正な利用を促進する	・府が実施している「ノーマイカーデー」(毎月20日)を推進します。	都市政策室 (交通)
	・公共交通の積極利用を促すための情報提供と利用促進施策の展開を推進します。	都市政策室 (交通)
	・ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池*車などの低公害車の普及啓発を行います。	環境保全課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車の利用は極力控え、利用するときはエコドライブ*に努めましょう。 ・効率的なルート選定、効率的な外出、相乗りなど、自動車利用の効率化に努めましょう。 ・自転車や公共交通など、環境に負荷の少ない交通手段を利用しましょう。 ・車両はこまめに整備、点検しましょう。 ・低公害車など、環境に負荷の少ない自動車を選びましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の利用は極力控え、利用するときはエコドライブ*に努めましょう。 ・市内及び近隣における輸送は、効率的なルート選定、共同化、帰りの車の活用、必要最低限の輸送サービスなど、輸送体制の効率化に努めましょう。 ・長距離輸送についても、輸送手段の環境負荷の低減や効率化に努めましょう。 ・公共交通の利便性の向上に努め、利用拡大策を展開しましょう。 ・従業員の自転車や公共交通による通勤を促進しましょう。 ・自動車を導入する際は低公害車など環境に負荷の少ないものを積極的に導入しましょう。

2-3 【新規】気候変動対策の推進

2-3-1 気候変動影響への適応策*を推進する

持続可能な社会の構築に向けた取組みを進めていくには、地球温暖化*の影響をくい止め、和らげる「緩和策*」に加えて、地球温暖化*によって既に起こっている影響に適応する「適応策*」も重要です。

市では、特に、本市に深く関係すると見込まれる、農業や防災、健康などの分野での対策を重視します。

市民等・事業者は、気候変動や適応についての関心を高めるとともに、自然災害に備え必要な対策を進めましょう。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
適応策*に関する情報提供・意識啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】気候変動とその適応についての情報提供や意識啓発を進めることにより、適応に関する意識の向上と気候変動に備えた行動を促します。 ・【新規】地域の関係者や関係各課と連携し、地域での適応策*の実施に取り組みます。 	環境保全課 いずみアピール課 産業振興室（農林） 公民協働推進室 など
	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】市内の適応策*に関する取組みを集約し、発信します。 	環境保全課
個別の適応策*の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】気候変動に起因する集中豪雨などによる氾濫被害などを防ぐため、被害予測やその適応策*の実施に取り組みます。また、ハザードマップ*の配布や避難訓練の実施などを通じて、平時から河川氾濫や避難などに関する意識を高めます。 	公民協働推進室 環境保全課
	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】熱中症などについて、空調の活用や体調把握などの予防に関する情報を広く提供し、意識の醸成を図ります。 	健康づくり推進室
	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラ*に関する取組みを推進します。 	都市整備室 など
	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】森林環境譲与税*などを活用した森林整備を推進し、災害防止をはじめとする森林の多面的機能の向上に努めます。 	産業振興室（農林）

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に伴い、今後増加すると見込まれる自然災害に備えるため、家庭内での災害備蓄や、災害時の行動訓練の実施など、防災に関する準備を高めるよう努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に伴い今後発生する自然災害に備え、事業所施設の安全性について確認し、必要な対策を進めましょう。 災害時に従業員等が適切な行動をとれるよう、定期的な訓練の実施や行動マニュアル作成などの取組みを進めましょう。

コラム4～気候変動への「適応」について～

- 世界各地で気温の上昇などが起こり、異常気象や自然災害の発生などの気候変動の影響が現れています。気候変動は、過去の観測を上回るような短時間強雨、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響など私たちの生活にも様々な影響を与え、今後さらにひどくなっていくかもしれないと言われています。
- これまで広く知られてきた「緩和策*」と呼ばれる、温室効果ガス*の排出量を減らす努力などに加えて、これからの時代は、すでに起こりつつある気候変動の影響への「適応策*」を施していくことが重要になってきています。

例1：食を守るための「適応」



例2：気象災害から守るための「適応」



例3：健康を守るための「適応」



- 私たち一人ひとりが「適応」について、理解を深め、行動していくことは、日本の未来の世代のために必要なことであると同時に、世界中の人たちにとって大変重要なことです。

図-19 適応の例（上記全て資料：気候変動適応情報プラットフォーム HP）

基本目標3 生物多様性*を守りその恵みを受け継ぐ まちをつくる（生物多様性*）

3-1 生物多様性*の確保

3-1-1 多様な生物が息づく環境を保全・回復する

市では、本市に生息する生物の多様性を確保するために、自然環境の保全や生態調査による希少種や外来生物の生息状況の把握などにより、多様な生物が息づく環境を保全・回復します。

市民等・事業者は、自然環境を大切にし、生態系*に配慮した行動をとるとともに、生きもの調査などへの積極的な参加に努めます。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
生きものの生息・生育環境の保全・回復に努める	・「生物多様性*基本法」に基づき、自然と人との共生を目指した取組みを進め、地域の自然環境の保全と質の向上に努めます。	環境保全課 都市整備室 (公園緑地)
	・シンボルとなるみどりである和泉山脈や信太山丘陵、拠点となるみどりである都市公園や緑地などにおいて、生きものの生息・生育空間を積極的に創出することにより、生物の多様性の維持・回復に努めます。	環境保全課 都市整備室 (公園緑地)
	・米、野菜、草花、動物などを育てることを通して、学校における生物多様性*の向上の取組みを把握し、発信します。	学校教育室
	・生きものの生態調査を実施し、現状把握に努めます。	環境保全課
	・市民参加による生きもの調査を実施し、生物多様性*に関する市民の意識啓発に努めます。	環境保全課
	・生きものの生息・生育環境の保全に努める市民活動を支援します。	環境保全課
	・開発行為などの際には関係部局に情報提供を行い、必要に応じて担当課より生物多様性*の保全について適切な配慮をするよう事業主に指導又は助言を行います。	建築・開発指導室 環境保全課
外来生物の対策と適正な管理を行う	・生態系*に大きな影響を及ぼすおそれのある外来生物などの生息・分布状況の把握について検討します。	環境保全課
	・特定外来生物*について、市民団体などと協力し対策を検討します。	環境保全課 産業振興室 (農林)
	・生態系*に大きな影響を及ぼすおそれのある外来生物などが市民によって、放流・遺棄されることがないように情報提供・意識啓発に努めます。	環境保全課

基本施策	内 容	担当部署
希少な野生動植物種の調査・保全に努める	・絶滅が危惧される生物の生息・分布状況を把握し、保全に努め、必要に応じてホームページや広報などで公表します。また、希少種保護の周知徹底を図り、採取や捕獲をしないよう啓発に努めます。	環境保全課
	・天然記念物の分布状況を把握し、保全意識の啓発に努めます。	文化遺産活用課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・生きものに対する理解を深め、その生息・生育空間を大切にしましょう。 ・河川、水路、ため池、公園、学校、その他緑地などにおける生きものが生息できる環境づくりに積極的に協力しましょう。 ・ペットなどの外来種*の飼育管理はきちんと守り、放棄してしまうことのないようにしましょう。 ・野生動植物の生息環境に外来種*を持ち込み、生態系*を乱すことはやめましょう。 ・希少種の採取は、やめましょう。 ・生きもの調査、自然調査に進んで参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生きものに対する理解を深め、その生息・生育空間を大切にしましょう。 ・開発などを行う際は、環境影響評価*に基づいて周辺の環境に与える負荷をできるだけ少なくするような計画にしましょう。たとえば自然の地形を残すようにする、在来種の保全を考慮して表土を埋め戻して復元するなどの配慮をしましょう。 ・動植物のむやみな乱獲と放棄を助長するペット販売行為はやめましょう。 ・生きもの調査や自然と親しむイベントなどに協力しましょう。

コラム5～和泉市の自然環境調査について～

- ・和泉市では、市域を北部地域、中部地域、南部地域の大きく3つのエリアに分けて自然環境調査として、メッシュ調査（平成25(2013)年度から平成29(2017)年度）を実施し、和泉市域における自然環境情報の調査を行い、調査の結果を市のホームページで公表しています。
- ・また、調査結果を取りまとめた「和泉市の自然」リーフレットを作成し、公共施設等で配布しています。

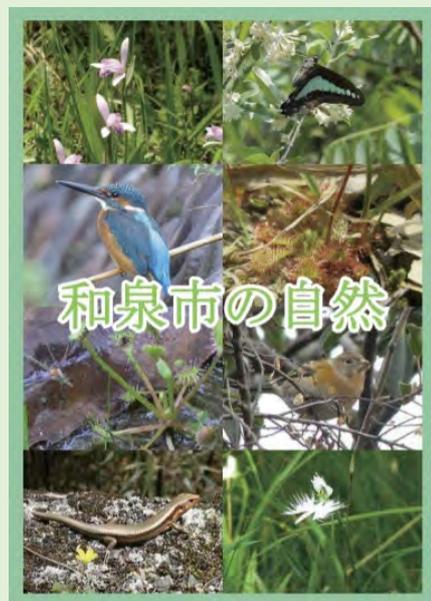


図-20 和泉市の自然（資料：和泉市 HP）

3-1-2 【新規】生物多様性*を向上し利活用を推進する

市では、本市に生息する生物の多様性を確保するために、多様な生物が息づく環境を保全・回復することにより、利活用を推進します。

市民等・事業者は、地域の自然の恵みを大切にし、生態系*に配慮した行動をとるとともに、積極的な利用や活用に努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
生物多様性*の向上に努める	・【新規】・森林環境譲与税*等を活用した森林整備を推進し、森林の多面的機能の向上に努めます。	産業振興室（農林） など
	・【新規・再掲】自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラ*に関する取組みを推進します。	都市整備室 産業振興室（農林） など
地域の自然の恵みの積極的な利用に努める	・【新規】市内の農作物や市内産材「いずもく*」など地域の自然の恵みの利活用に向けた取組みを推進します。	産業振興室（農林） 環境保全課 建築住宅室 など
	・【新規】槇尾山クリーンハイクなどの取組みや地域の豊かな自然や歴史・文化を活かしたグリーンツーリズム*を推進する。	いずみアピール課 産業振興室（農林） 都市整備室（公園緑地） 文化遺産活用課 環境保全課 など
	・【新規】自然性の高い里山環境が残る信太山丘陵などにおいて、生物多様性*に満ちた里山環境の保全、市民の憩いの場や自然体験の場、環境学習の場としての活用を推進します。	都市整備室（公園緑地） 環境保全課 など

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生物多様性*の向上に関する取組みに参加・協力しましょう。 ・市内産の農作物や木材を購入しましょう。 ・地域の豊かな自然や歴史・文化を体験する取組みに参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の実施する地域の生物多様性*の向上をめざした取組みに協力しましょう。 ・市内の農作物や木材の生産を促進しましょう。 ・材料などを購入する際には、できるだけ市内産の物を利用しましょう。 ・地域の豊かな自然や歴史・文化を体験する取組みに協力しましょう。

3-2 自然の保全と人との共生

3-2-1 豊かな森を守り育てる

市は、市内の放置森林の環境改善や「森林ボランティア」などの育成により、水源涵養*、防災、景観形成、希少な動植物をはじめとした動植物の生息・生育空間を担う区域である豊かな森を守り育てていきます。

市民等・事業者は、森の保全・育成への協力などに努めます。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
森林空間の保全・育成に努める	・【新規】森林環境譲与税*などを活用した森林整備を推進し、森林の多面的機能の向上に努めます。	産業振興室 (農林)
	・「和泉市森林整備計画」に基づき、健全な森林の育成に努めるとともに、枯死などが見られるなど森林の質が低下している区域については、森林荒廃の防止と育成に努めます。	産業振興室 (農林)
渓谷の環境の保全に努める	・父鬼川、東槇尾川、槇尾川、松尾川などの源流部の渓谷において、自然災害の防止に努めます。	都市整備室 (道路河川)
森との交流を促進する	・金剛生駒紀泉国定公園内の「ダイヤモンドトレール」や「近畿自然歩道」を適切に維持管理することにより市民の利用促進を図るとともに自然と親しむ拠点の整備を府と協力して促進します。	都市整備室 (公園緑地)
	・松尾寺公園を拠点となるみどりとして整備を進めます。	都市整備室 (公園緑地)
森林ボランティアを育成する	・「森林ボランティア養成講座」を開講することで、市内森林ボランティアの育成に努めます。	産業振興室 (農林)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・所有する森林については、適切な維持管理に努めましょう。 ・森林ボランティアなどに参加し、植林や森林の維持管理に協力しましょう。 ・市民主体で進める森の維持管理のための里親制度の実現に協力しましょう。 ・森に親しむ自然体験交流イベントに参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発を行うに際しては、できるだけ多くの自然の森を残すように心がけ、植林などの復元にも配慮しましょう。 ・所有する森林については、森林の適切な維持管理に努めましょう。 ・森林保全のイベントに協力しましょう。

3-2-2 農地を保全し有効に活用する

市は、遊休農地*の活用、ため池周辺の整備、農業体験の推進などにより、農地の保全・有効活用を推進します。

市民等・事業者は、農業環境の維持、地産地消*や農業体験への積極的な参加などに努めます。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
環境にやさしい農林業基盤整備を推進する	・林道整備や水路整備などの農林業基盤整備においては、環境への負荷を最小限にとどめます。	産業振興室 (農林)
	・地域循環型社会*の形成を目指し、グリーンツーリズム*の振興を図りながら、農村と都市との物質交流や人的交流などの活性化を図ります。	産業振興室 (農林)
遊休農地*の活用を促進する	・遊休農地*を観光型農園など付加価値の高い農地として利用するあり方について、所有者の方へ働きかけを行います。	産業振興室 (農林)
農地の保全に努める	・市街化区域内の農地として、生産緑地地区の適正な管理について啓発します。	都市政策室 (都市政策)
	・市街化調整区域内においては、農地を多面的な機能を有する自然系空間としてとらえ、積極的な保全に努めます。	産業振興室 (農林)
ため池周りの水辺環境の整備に努める	・ため池を活用した水辺環境の維持管理に努めます。	産業振興室 (農林)
	・ため池の防災機能の向上に努めます。	産業振興室 (農林)
身近な農業体験を推進する	・和泉市農業体験交流施設「いずみふれあい農の里」を活用し、グリーンツーリズム*の一環として、農業体験プログラムの提供を行います。	産業振興室 (農林)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ市内産の農産物を購入しましょう。 ・農産物がどのように作られているのかにも関心を持ち、環境保全型農業による農作物の価値を見直し、選んで買うようにしましょう。 ・農業体験イベントに参加し、土とのふれあいや農業生産者との交流を深めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産者は、無農薬栽培や減農薬栽培、無化学肥料栽培、減化学肥料栽培の取組みをしましょう。 ・農業廃棄物のリサイクル*や有機廃棄物の堆肥化など、環境保全型農業の推進に努めましょう。 ・遊休農地*の地権者は、環境体験の場など有効活用に協力しましょう。 ・市民参加の農業体験イベントに協力しましょう。

3-2-3 都市緑化と緑地の保全を推進する

市は、市街地の特性に配慮し、社寺林などまとまりのあるみどりを核に、民家の庭先など身近なところのみどりを増やし、市域全体のみどりの拡大を図るなど、水とみどりが豊かな潤いあるまちづくりを推進します。

市民等・事業者は、敷地内の緑化を積極的に図るとともに、地域の緑化運動への積極的な参加・協力に努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
みどりのまちなみづくりを推進する	・街路樹などについて適正な管理を進めます。また、道路を新設する場合は、樹木の植栽を推進します。	都市整備室 (道路河川) 土木維持管理室
	・公園・緑地を適切に維持管理するとともに、快適性・安全性を確保し、誰もが安全に安心して利用できるような緑地づくりに努めます。	都市整備室 (公園緑地)
	・みどりの基本計画に基づき、みどりの拠点づくりと水辺の自然環境を保全します。	都市整備室 (公園緑地)
身近な緑化を推進する	・公共施設をはじめ、自治会館や集会所などの公開性の高い場所において、市民グループによる緑化を支援し、花とみどりのまちづくりを促進します。	都市整備室 (公園緑地)
	・公道に面した宅地などで公開性の高い場所における生け垣の設置や植栽を推奨し、身近な緑化を促進します。	都市整備室 (公園緑地)
	・工場や事業所の周辺など民有地における植栽を推奨し、緑化を促進します。	都市整備室 (公園緑地)
天然記念物など指定樹木の保全に努める	・天然記念物など貴重な樹木については、市民に広く周知し保全の協力を求めます。	文化遺産活用課
市民のみどり意識の向上に努める	・「黒鳥山公園千本桜構想」などを通じて、市民参加による植樹活動を展開し、みどりあふれる都市環境を確保します。	都市整備室 (公園緑地)
	・みどりに関する情報提供の充実、イベントなどによる啓発活動、みどりづくりに貢献した市民顕彰の実施など、市民のみどりに対する意識の向上に努めます。	都市整備室 (公園緑地)
	・家庭や学校、校外学習、生涯学習などにおいて、子どもから大人まで参加できるみどりに関する環境学習の推進に努めます。	学校教育室 生涯学習推進室 (生涯学習)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・水、みどり、歴史などの地域の特徴を活かした道づくりに協力しましょう。 ・家の周りは生け垣にし、庭には中高木を植えるなど、敷地の緑化を図りましょう。 ・地域の緑化活動などに参加し、花とみどりのまちづくりを進めましょう。 ・公園、緑地、河川など公共空間の緑化、維持管理に参加、協力しましょう。 ・みどりにふれ親しむイベントに参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水、みどり、歴史などの地域の特徴を活かした道づくりに協力しましょう。 ・開発などを行う際には、自然のみどりを極力残しましょう。 ・工場・事業所などの周辺には、できるだけ多くの植栽を行い、中高木を植えるようにしましょう。 ・事業所敷地周辺の生け垣・緑化に努めましょう。 ・公園、緑地、河川など公共空間の緑化、維持管理に参加、協力しましょう。 ・みどりにふれ親しむイベントに参加しましょう。

コラム6～和泉市みどりの基本計画改定について～

- ・平成11(1999)年3月に「和泉市緑の基本計画」を策定し、市内のみどりに対して、さまざまな施策に取り組んで来ました。
- ・策定から約20年が経過し、みどりをめぐる大きな社会情勢の変化や法制度の変更などを踏まえて「みどりの量だけでなく質の強化」を目指し、今後20年間のみどりのまちづくりにあたっての見直しを行い「和泉市みどりの基本計画」として改定しました。
- ・基本理念は、多様性のある「いのちの『みどり』を磨くまち・和泉市」です。市の環境資源であるとともに市民や生き物すべての命のもととなるみどりの質を高め、多様性のあるみどりづくりが人づくり、まちづくりへと広がる、魅力ある都市を目指します。

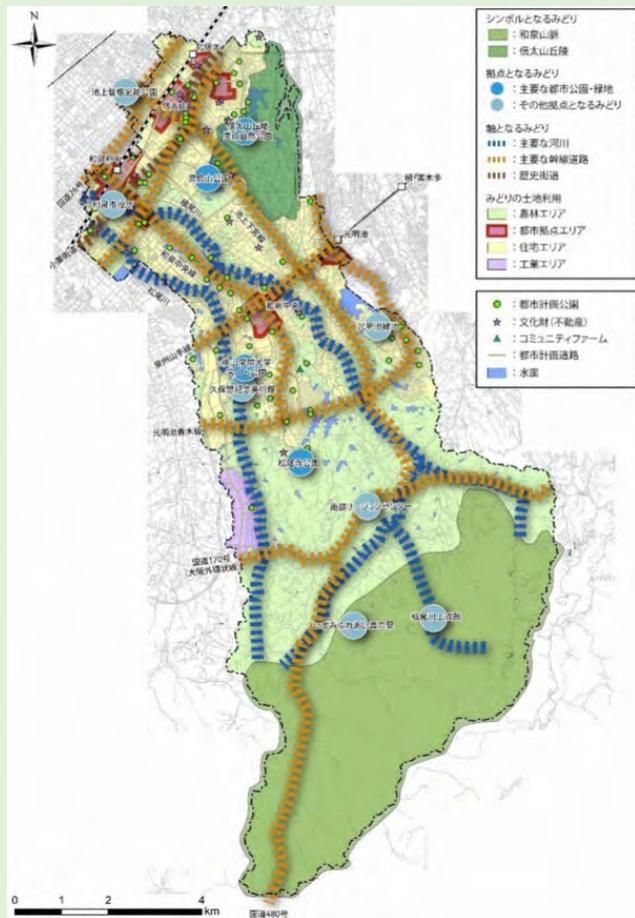


図-21 和泉市のみどりの将来像 (資料：和泉市 HP)

基本目標4 もったいないの心で資源を大切にする まちをつくる（循環型社会*）

4-1 ごみの削減と資源循環の推進

4-1-1 リデュース*（廃棄物の発生抑制）を推進する

市は、ごみになるものを産み出さないことでごみの排出量を削減するため、「ごみゼロ社会への挑戦」の実施と推進やごみの減量化に関する情報を提供するなどにより、リデュース*（廃棄物の発生抑制）を推進します。

市民等・事業者は必要なものを必要なだけ購入することや、ごみの分別を徹底するなどにより、ごみの減量化に努めます。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
「ごみゼロ社会への挑戦」の実施と推進に努める	・市民等・事業者・市が主催者となってキャンペーン展開を行い、広く市民に広報します。	生活環境課
	・消費者に買い物袋（マイバッグ*・エコバッグ）持参の呼びかけを行います。	生活環境課
ごみ減量情報の提供に努める	・ごみの発生抑制と減量に関する情報を一元的に集め、発信する機関の整備を行います。	生活環境課
市民等・事業者・市の協働によりごみの減量化を促進する	・和泉市ごみ減量等推進員（リサイクリーン*）制度を活用し、3R*についての啓発を行います。	生活環境課
	・家庭から発生するごみの減量化を促進します。	生活環境課
	・エコオフィス*活動の取組みを啓発し、事業活動におけるごみの減量化を促進します。	生活環境課
	・公共施設におけるごみの減量化に努めます。	生活環境課
	・【新規】市民等・事業者・市の協働により食品ロス*の削減に努めます。	生活環境課
	・【新規】プラスチック製品の散乱による自然や生物への影響に関する情報提供やマイボトル*やマイストローなどの普及を進めるなど、プラスチック製品の削減に努めます。	生活環境課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・買い物袋や容器を持参しましょう。 ・量り売り、ばら売りなどの店で、必要な分だけ買い求めましょう。 ・ごみの分別をしっかりとこないましょう。 ・買い物や調理時の工夫により、食品ロス*の削減を進めましょう。 ・マイボトル*を使いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し使える、又は長く使える商品の開発、製造、販売に努めましょう。 ・量り売り、ばら売りなど消費者が必要な分だけ買うことができるようにしましょう。 ・フードバンク*や子ども食堂などを活用した余剰食品の有効活用について、多様な主体と連携・協力して食品ロス*削減を推進しましょう。 ・プラスチック製品の散乱防止と使用削減に努めましょう。

コラム7～食品ロス*について～

- 日本では、お店での売れ残りや家庭での食べ残しなど本来食べられるはずの食べ物のごみ（食品ロス*）だけで1年間に646万トン、国民1人1日当たり約140グラム（およそ茶碗1杯分）発生しています。



図-22 我が国の食品ロス*の大きさ（資料：環境白書）

4-1-2 リユース*（再使用）を推進する

市は、ごみを捨てないことでごみの排出量を削減するため、容器の再使用と修理による長期利用、フリーマーケットの活用などにより、リユース*（再使用）を推進します。

市民等・事業者はまだ使えるものは捨てず、修理やフリーマーケットを活用することなどにより、ごみの減量化に努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
容器の再使用について普及・促進する	・リターナブル容器や詰め替え用容器の利用を促進するとともに、トレイやパックなどの再使用や効率的な容器の回収方法について検討します。	生活環境課
物を修理して長く使うことを促進する	・廃棄物の再生利用などに関する取組みを推進します。 ・シルバー人材センターが協力して「おもちゃの病院」「自転車修理工房」など、持ち主が修理して長く使うことができる体制を維持します。	生活環境課
フリーマーケットの実施を促進・支援する	・市内のフリーマーケットの開催情報や、不要物の交換情報などの提供を行います。	生活環境課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットや情報誌などを活用して、モノの再使用に努めましょう。 ・洋服の再縫製、家電製品や家具、傘などの修理によって、モノは大切に長く使いましょう。 ・繰り返し使える、又は長く使えるモノを選んで購入し、壊れたら修理するなどして、モノを捨てないようにしましょう。 ・リターナブルびんなどの繰り返し使える容器、紙や自然環境中で分解されるプラスチックなど土に還る材質の容器を利用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家電製品や傘など修理したら使えるものは進んで修理を引き受けましょう。 ・リターナブルびんなどの繰り返し使える容器、紙や自然環境中で分解されるプラスチックなど土に還る材質で製造しましょう。

4-1-3 リサイクル*（再資源化）を推進する

市は、ごみを資源として利用することでごみを削減するため、生ごみの堆肥化、廃食油の活用、再生素材の分別収集など、リサイクル*（再資源化）を推進します。

市民等・事業者は、ごみの分別・再資源化に努めます。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
生ごみの堆肥化を促進する	・家庭や事業所、公共施設などで発生する生ごみの堆肥化を促進します。	生活環境課
	・家庭用生ごみ堆肥化容器の設置補助金の交付を継続して行います。	生活環境課
	・学校で発生した生ごみ堆肥の利用は学校教育田や花壇などで利用するほか、場合によっては、市内の農家又は公共施設との連携によって堆肥の活用を図ります。	学校園管理室
再生素材の分別を推進する	・分別収集におけるルール徹底に努めます。	生活環境課
	・現在の分別回収体制を維持し、資源ごみの回収を積極的に行うとともに、効果的、効率的な収集体制を検討します。	生活環境課
	・再資源化集団回収の活動及び支援をします。	生活環境課
事業活動におけるリサイクル*を促進する	・環境負荷の少ない物品の情報提供や環境にやさしい製品の購入を促進します。	環境保全課 契約検査室
	・事業活動における製品の回収・リサイクル*の義務付けについて周知徹底を図ります。	生活環境課
	・一定規模以上の解体工事・新築増築工事・土木工事などに事前届出が義務付けられていることから、事前届出及び適正処理についての周知を図ります。	建築・開発指導室
	・公共工事の発注の際には、再資源化及び再生資材の利用を促進します。	産業振興室 （農林） 建築住宅室 都市整備室 土木維持管理室 水道工務課 浄水課 下水道整備課
	・リサイクル*建材の利用普及に努めます。	建築住宅室
	・食品残渣の発生抑制やリサイクル*などについての周知を図ります。	生活環境課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを分別して出す、地域の分別活動に協力するなど、ごみの分別と再資源化に努めましょう。 ・生ごみは、堆肥に利用しましょう。 ・再資源化が可能な商品や再生品などを選んで使用しましょう。 ・不用になった自動車や機械などは、販売業者などに引き取ってもらうなどの適正な処理をしましょう。 ・環境に配慮した製品を優先的に購入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい製品を優先的に購入しましょう。 ・消費者のリサイクル*活動を積極的に支援・協力しましょう。 ・トレイやビン、ペットボトルなどの容器は、製造者及び販売者それぞれの責任のもとに回収し、再資源化を徹底しましょう。 ・再資源化が可能な商品や再生品などの開発、製造、販売に努めましょう。 ・リサイクル*を考慮した生産ライン、製品開発を行いましょう。 ・製造者及び販売者は、責任を持って消費者から廃棄処分された商品を引き取り、適正に処理しましょう。

コラム8～プラスチック資源循環(3R*+Renewable)の取組みの促進について～

- ・ 近年、海岸へ漂着したり、海に漂う海洋ごみが問題となっています。海洋ごみにはプラスチックが多くふくまれており、海洋の環境や観光・漁業などの経済活動へ影響をあたえています。
- ・ また、中にはマイクロプラスチック*と呼ばれる5ミリメートル以下のプラスチックも増えており、動物が飲みこむなど、生態系*へ影響をあたえるとともに、海産物を通じて人の体に取り込まれ人体に影響を与えることが心配されています。
- ・ その他にも、廃棄物・資源制約、地球温暖化*などの課題もあり、私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。
- ・ 令和3(2021)年3月9日「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定しました。この法律は、プラスチックのライフサイクル全般でのプラスチック資源循環(3R*+Renewable)により、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済(サーキュラー・エコノミー)への移行し、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとなることを目的としています。



図-23 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案について報道発表資料より抜粋(資料:環境省HP)

4-2 廃棄物の適切な処理の推進

4-2-1 循環型廃棄物処理システム構築を推進する

市では、ごみ処理に係る環境問題に対応するため、ごみ処理施設からの環境負荷の低減と長期使用に向けた取組みの推進やごみ処理の有料化について調査・研究することなどにより、環境負荷の少ないごみ処理を推進します。

市民等・事業者はごみの減量化と適正なごみの処理などに努めます。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
ごみ焼却処理施設の適正な管理の推進	・施設の維持管理の徹底や、エネルギーの有効活用、周辺の環境に配慮した施設の運転管理を行います。	生活環境課
ごみ処理への適切な費用負担に努める	・周辺市町との連携を取りながら、ごみゼロへの取組みの一層の推進と排出者責任に基づく公平な費用負担を今後も行います。	生活環境課
廃棄物の適切な処理を促進する	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理業者が適正な処理を推進するよう、指導します。	生活環境課
	・不法投棄されやすい場所の定期的パトロールや防止看板設置、キャンペーン実施によって、不法投棄の防止に努めます。	環境保全課 生活環境課
	・不法投棄が発生した場合には、警察などと連絡を取り、投棄者の究明に努めます。	環境保全課 生活環境課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・正しいごみの分別収集を守りましょう。 ・ごみの減量化をより一層進めましょう。 ・ごみは、排出者の責任によって、法律などに定められる方法で適正に処理をしましょう。 ・看板の設置やパトロールを行うなど、不法投棄の防止を地域ぐるみで呼びかけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化をより一層進めましょう。 ・ごみ処理の有料化にも協力しましょう。 ・排出事業者は「産業廃棄物マニフェスト*」に基づく管理票によって、自己の廃棄物の処理状況を把握しましょう。 ・ごみは、排出者の責任によって、法律などに定められる方法で適正に処理をしましょう。

基本目標5 健康で安全な魅力ある住み続けたいまちをつくる（安心・安全）

5-1 健康なまちづくりの推進

5-1-1 良好な生活環境の保全

市では、騒音・振動、有害化学物質、大気汚染などの発生防止など、良好な生活環境の保全に関する取組みを推進します。

市民等・事業者は、生活・事業活動における環境負荷について意識し、大気・水・土壌の環境の保全に努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
継続的な環境調査の実施する	・騒音・振動、大気質、水質、土壌について、今後も引き続き測定調査を実施し、必要に応じて適宜調査地点の見直しを行います。調査結果は「和泉市の環境*」ほか、ホームページ、広報などで公表します。	環境保全課 浄水課
	・浄水場水源の水質検査を実施します。	浄水課
事業活動における環境負荷の削減などへの啓発に努める	・工場や事業所など事業活動に伴う騒音・振動、悪臭、大気質、水質、土壌への汚染物質の排出について規制指導・監視を継続して行います。	環境保全課
	・農薬散布や施肥、家畜のし尿など農業・畜産活動による環境への負荷を低減するよう啓発します。	産業振興室 (農林)
野焼きの禁止について啓発する	・政令で定める廃棄物（農林業を営むためにやむを得ないものなど）以外の屋外燃焼行為（野焼き）*禁止について意識啓発に努めます。	環境保全課
【新規】 空き地の適正管理に努める	・雑草が繁茂する空き地について、適正管理のための指導を行うなど、空き地の適正管理に関する取組みを推進します。	環境保全課
計画的な排水処理による水質の浄化に努める	・公共下水道計画区域における計画的な公共下水道の整備を進めます。	下水道整備課
	・公共下水道供用済地域においては、公共下水道への接続を促進するため、水洗化改造資金の融資支援を継続して行います。	お客さまサービス課
	・公共下水道計画区域外では浄化槽整備推進事業を実施し、公共下水道計画区域内にあっても下水道整備までに期間を要する区域では、合併処理浄化槽*の普及と適正管理を促進することで、生活排水処理を進めます。	下水道整備課
地下水利用及び水質汚染を監視	・地下水の適切な利用や地下水汚染についての規制、指導、監視を継続して行います。	環境保全課

基本施策	内 容	担当部署
新たなリスクへ対応を行う	・良好な生活環境の保全に向けて、新型コロナウイルス*などをはじめとした新たなリスクへ対応します。	健康づくり推進室

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車や公共交通など、環境に負荷の少ない交通手段を利用しましょう。 ・ 家の周囲には植栽をしましょう。 ・ 下水道管が敷設されたら、すみやかに接続し、水洗化しましょう。 ・ 下水道が整備されていない区域では、合併処理浄化槽*を設置するなど環境負荷低減に協力しましょう。 ・ 汚濁の原因となるものは流さない、洗剤は環境に配慮したものを最小限使用する、米のとぎ汁は植木に与える、煮汁は使いきるなどしましょう。 ・ 使い終わった油は流しに流さずに、廃油回収や固形化処理するなどしましょう。 ・ 風呂の残り湯は、洗濯や水まきに使いましょう。 ・ 化学肥料や除草剤・殺虫剤などの化学薬品は、必要な量だけ購入し、使用頻度や量を守りましょう。 ・ 屋外燃焼行為（野焼き）*は止めましょう。 ・ 空き地などの個人地は、雑草や廃棄物などで不良状態にならないよう適正に管理しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場・事業所は、周辺の環境に配慮した場所に建設しましょう。 ・ 大気汚染物質の排出量をゼロに近づける技術の開発、導入に努めましょう。 ・ 法律や条例に基づく届出を行い、汚濁物質の排出基準を守りましょう。 ・ 汚濁物質の排出量をゼロに近づけるような技術の開発、導入に努めましょう。 ・ 飲食業では、調理くずや油を直接排水に流さないようにしましょう。 ・ 農業生産者は、農薬の適正な使用に心がけましょう。 ・ 化学薬品の使用と処理は適切に取り扱い、事業敷地の汚染防止を図りましょう。 ・ 事業敷地内の定期的な土壌汚染監視調査を行いましょう。 ・ 屋外燃焼行為（野焼き）*は止めましょう。

5-1-2 化学物質などによる環境リスクを低減する

市では、環境負荷を削減し、市民の健全な生活を確保するため、国や府、研究機関などと連携して、適切な情報の収集、提供を行い、早期対策に努めるなどにより、化学物質などによる環境リスクを低減します。

市民等・事業者は、化学物質などの持つ環境リスクについて理解し、薬品や化学肥料などの適正な利用に努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
有害化学物質に関する情報を迅速かつ正確に把握する	・有害化学物質に関する情報を収集し、提供します。	環境保全課
	・アスベスト問題、酸性雨問題、オゾン層破壊、代替フロン*問題などの化学物質が起因となる環境問題について情報を収集し、提供します。	環境保全課
有害物質の発生の未然防止に努める	・ダイオキシン類*対策特別措置法に基づく排出基準の遵守及び屋外燃焼行為（野焼き）*の禁止について啓発します。	環境保全課
	・光化学スモッグの要因の一つである揮発性有機化合物（VOC）を含む溶剤系外壁材塗料など有機溶剤の使用抑制を啓発します。	環境保全課
地球環境に影響を与える化学物質への対応に努める	・酸性雨の原因物質である硫黄酸化物*（SO _x ）、窒素酸化物*（NO _x ）などの大気汚染物質の排出削減を図るため、大気汚染防止法、自動車NO _x ・PM法の遵守と、エコドライブ*や過度な自動車利用の抑制について啓発します。	環境保全課
	・オゾン層破壊の要因となる特定フロン*や温室効果ガス*である代替フロン*などは、フロン*回収破壊法や自動車リサイクル*法、家電リサイクル*法に基づき適切に処理するよう啓発します。	環境保全課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン発生の原因となる屋外燃焼行為（野焼き）*はやめましょう ・薬品や化学肥料は、使用頻度や量を守りましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類*が発生しないような商品の製造、販売に努めましょう。 ・商品の使用原料、化学物質は正確に表示しましょう。 ・簡易焼却設備、小型焼却炉などを使用してごみの焼却をしないようにし、法律に適合した焼却炉を使用しましょう。 ・化学物質の適正管理に努めましょう。 ・硫黄酸化物*（SO_x）、窒素酸化物*（NO_x）などの大気汚染物質の排出については、法律に基づき対応しましょう。

5-1-3 まちの環境美化を推進する

市は、市民が住み続けたいと思う魅力あるまちにするため、マナー啓発、アドプトプログラム*の実施などにより、まちの環境美化を推進します。

市民等・事業者は、ごみのマナーの向上、地域の清掃活動などの環境美化運動への積極的な参加などに努めます。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
ポイ捨てしないマナーの向上に努める	・ポイ捨て禁止を啓発する看板設置、広報による啓発などを実施します。	生活環境課
	・犬のふんの始末のマナーについて啓発します。	生活環境課 健康づくり推進室
	・地域の人々の清掃活動の支援や環境パトロールを実施します。	生活環境課 環境保全課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのポイ捨てはやめて、清潔で美しいまちにしましょう。 ・ペットのふんは、飼い主が責任を持って始末しましょう。 ・地域の清掃活動に積極的に参加、協力しましょう。 ・市民等主体で進める環境美化のためのアドプトプログラム*に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機設置業者はごみ箱、空き缶回収ボックスなどを設置・管理し、ごみ、空き缶などの散乱防止を呼びかけましょう。 ・地域の清掃活動に参加、協力しましょう。

5-2 安全なまちづくりの推進

5-2-1 災害に強い環境に配慮したまちづくりを推進する

市は、市民が住み続けたいと思う魅力あるまちにするため、環境に配慮した計画的な土地利用を進めるとともに、オープンスペースの確保など、災害時に対応したまちづくりなどにより、災害に強い安心して住めるまちづくりを推進します。

市民等・事業者は、環境に配慮した計画的な土地利用や、安心・安全に配慮したまちづくりへの協力などに努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
計画的な土地利用を進める	・既存の市街地と自然環境を適切に維持保全、活用していくことを基本として、豊かな自然環境や歴史文化遺産と都市機能が調和した秩序ある土地利用の配置・誘導により、快適で利便性の高い都市の形成を図ります。	都市政策室 (都市政策)
	・山林や丘陵地、農地など豊かな自然環境、自然的環境や古墳、遺跡、社寺などの歴史文化遺産を保全するとともに、それらとの調和に配慮した土地利用を図ります。	都市政策室 (都市政策)
環境に配慮した土地利用を促進する	・地域住民と行政が一体となって環境に配慮したまちづくりや土地利用を推進します。	都市政策室 (都市政策)
災害に強いまちづくりを推進する	・住民のニーズへの配慮、防災機能の向上、周辺環境との調和などに配慮した公園・緑地の整備と適切な維持管理を行います。	都市整備室 (公園緑地) 公民協働推進室
	・道路の維持管理を行います。 ・道路を新設する場合、透水性舗装の整備などの取組みに努めます。	都市整備室 (道路河川) 土木維持管理室
	・【新規】防災協力農地*の取組みを推進することにより、非常時に備えた地域の防災力を高めます。	産業振興室 (農林)
	・【新規】事業者等との災害協定の締結を推進するとともに、自治会などとの連携による非常時に備えた学習会の開催に努めます。	公民協働推進室 など

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した土地利用の規制などに協力しましょう。 ・防災まちづくりに向け、建物の不燃化や細街路の解消、敷地内の緑化などに協力しましょう。 ・地域の自主防災訓練などに参加・協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した土地利用の規制などに協力しましょう。 ・防災面にも配慮し、事業所敷地の緑化などに協力しましょう。 ・歩行の妨げとなる道路での看板や商品の設置はやめましょう。 ・営業車の道路、歩道での迷惑駐車はやめましょう。 ・地域の自主防災訓練に参加・協力しましょう。

コラム9～和泉市の災害に強いまちづくりの取組みについて～

- 和泉市では、みなさんに防災意識を高めてもらうため、市内の避難場所や地域防災マップ、地震・風水害・土砂災害が起きたときの対策方法などを掲載した市民向け「防災ガイドマップ(改訂版)」を発行し、広報いずみ(平成30(2018)年4月号)と同時に配布しました。
- その後も、個人や地域での備えなど様々な防災情報をホームページで発信しています。ぜひ家族のみなさんで確認し、自分の命と家族の命を守るために活用してください。

●洪水ハザードマップ*

- 河川が氾濫した場合の水害リスクを認識し、どのように避難するのかについて考え、いざという時に的確な避難行動をとることに役立つ情報が掲載されています。

●ため池ハザードマップ*

- ため池の耐用能力を超える大雨や大規模な地震によって、ため池が決壊した場合に想定される浸水区域や水深及び避難に役立つ情報をとりまとめたものです。

●防災協力農地*制度

- 防災協力農地*は、災害時における市民等の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、皆さまが所有される農地を避難空間及び災害復旧用資材置場等として活用できるようあらかじめ防災協力農地*として登録するものです。
- 農地は、農作物の生産だけでなく、災害発生時においても活用できることを広く理解していただくとともに、農地の保全と都市農業の振興を目的とした本制度について、みなさんのご協力をよろしくお願いします。
- 市では、防災協力農地*に登録いただける農地所有者を募集しています。詳細については、市のホームページをご確認ください。

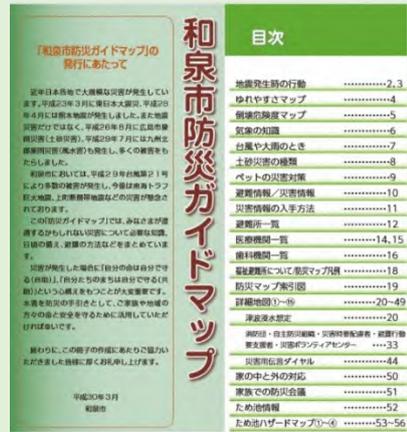


図-24 和泉市防災ガイドマップ

(資料：和泉市 HP)

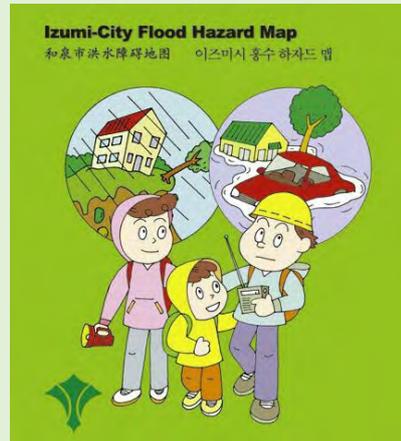


図-25 和泉市洪水ハザードマップ*

(資料：和泉市 HP)

5-3 魅力あるまちづくりの推進

5-3-1 地域の個性を活かしたまちなみづくりを推進する

市は、市民が住み続けたいと思う魅力あるまちにするため、各地域の歴史・文化などを積極的に活かした都市景観づくりを行うなど、地域の個性を活かしたまちなみづくりを推進します。

市民等・事業者は、地域の歴史・文化を大切にし、地域一帯となった良好な景観の形成などに努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
地域の歴史を活かしたまちなみづくりを進める	・熊野街道や沿線の社寺を活かして広場、ポケットパーク*、案内板、休憩スポットなどを整備し、歴史の道づくりをします。	都市整備室 文化遺産活用課
	・信太の森の鏡池史跡公園、池上曾根史跡公園周辺、熊野街道（小栗街道）沿いなどを中心に歴史と伝統を活かした景観整備を推進します。	都市政策室 （都市政策） 文化遺産活用課
魅力ある都市景観の形成を推進する	・屋外広告物の適正化に向けた取組み、魅力ある都市景観の形成に向けた施策の検討などを行います。	都市政策室 （都市政策）
身近な歴史や自然、生活文化とふれあう機会を拡充	・自然との調和の仕方、歴史文化・伝統・風習にまつわるものなど環境に配慮した生活文化を現代の社会に引き継いでいく環境づくりを進めます。	文化遺産活用課 公民協働推進室
	・次世代を担う子どもたちへ環境や文化を継承できるような機会を確保していきます。	文化遺産活用課 公民協働推進室

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・建物や庭などは、周囲の景観になじむようにしましょう。 ・建築協定や緑地協定などの地区協定を結ぶことで、地域一帯となった良好な景観形成に努めましょう。 ・歩道などの公共用地であっても、庭先の清掃や整頓に協力しましょう。 ・歴史ある環境を活かした歴史的まちなみ景観づくりに協力しましょう。 ・地域の高齢者と子どもたちの交流を深めましょう。 ・地域の歴史や伝統、生活文化を大切にしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は周辺の景観になじむような色や形とし、道路との境界は緑化に努めましょう。 ・広告物や自動販売機は、周辺の景観に配慮して設置しましょう。 ・歩道などの公共用地であっても、店先の清掃や整頓に協力しましょう。 ・建築協定や緑地協定などの地区協定を結ぶことで、地域一帯となった良好な景観形成に努めましょう。 ・歴史ある環境を活かした歴史的まちなみ景観づくりに協力しましょう。 ・地域の歴史、伝統、生活文化にふれるイベントに協力しましょう。